

第十五条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二 令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為区画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金（カジノ行為（同法第二条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

一 特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

二 特定複合観光施設区域整備法第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者

三 特定複合観光施設区域整備法第七十六条第一項に規定する入場者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 七 省 略

八 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 省 略

ロ 削除

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 同 上

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二 令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為区画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金（カジノ行為（同法第二条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

一 特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

二 特定複合観光施設区域整備法第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者

三 特定複合観光施設区域整備法第七十六条第一項に規定する入場者

附 則

（施行期日）

第一条 同 上

一 七 同 上

八 同 上

イ 同 上

ロ 第十條中租税特別措置法第四十一条の九の次に一條を加える改正規定

ハ 省 略

八の二 第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改

正規定 令和十二年一月一日

九〇十三 省 略

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十四条 構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び附則第十六条第三項において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下附則第十八条の二までにおいて同じ。）に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十一年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る法人税法第八十二条の三第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

2 省 略

3 構成会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。）（対象外共同支配会社等（令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和六年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十一年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地における当該対象会計年度に係る法人税法第八十二条の三第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

ハ 同 上

九〇十三 同 上

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十四条 構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び附則第十六条第三項において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下附則第十八条の二までにおいて同じ。）に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る法人税法第八十二条の三第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

2 同 上

3 構成会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。）（対象外共同支配会社等（令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地における当該対象会計年度に係る法人税法第八十二条の三第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一〇三 省略
四〇七 省略

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）
第十六条 省略

2 附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における法人税法第五十条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「国際最低課税残余額」とあるのは、「国際最低課税残余額」の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項又は第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）とする。

3 省略

一〇三 同上
四〇七 同上

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）
第十六条 同上

2 附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における法人税法第五十条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「含む。」とあるのは、「含む。」の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項又は第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）とする。

3 同上